

# III

## 食品表示

### 1 食品表示に係る法令

食品の表示は、消費者が食品を選ぶ目安となる重要な情報源です。

また、万一、危害が発生した場合には、責任の所在を明確にし、製品の回収などの措置を迅速に行うための手がかりになります。

食品の表示にはいくつかの法律によって規制があり、これらすべての法律に適合するように表示しなくてはなりません。

表示が不適切な場合は、行政処分や罰則が科せられることがあります。

法律等の名称	表示等の主旨	表示対象食品	表示すべき事項	担当部署
食品表示法	食品を摂取する際の安全性、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保	すべての飲食物	・衛生事項 (名称、アレルギー、消費(賞味)期限、保存方法、食品添加物等の表示など) ・品質事項 (名称、原材料名、内容量、原料原産地名等の表示など) ・保健事項 (加工食品等の栄養表示、栄養機能食品の表示)	消費者庁等
不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法) (公正取引委員会)	虚偽、誇大な表示の禁止	事業者の供給する全ての商品(食品)	-	県庁くらし安全安心課
計量法 (経済産業省)	内容量等の表示	第13条に規定する特定商品(容器包装されたもの)	内容量、表記者の氏名及び名称及び住所	岡山県計量管理センター
食品衛生法 (厚生労働省)	公衆衛生に危害を及ぼす虚偽誇大表示及び広告の禁止	食品、添加物、器具又は容器包装	-	保健所
健康増進法 (厚生労働省)	乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等	特別用途食品	商品名、許可を受けた表示の内容、許可証票、栄養成分量及び熱量等	保健所

	健康保持増進効果等について虚偽誇大広告等の禁止	食品として販売に供する物	—	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（厚生労働省）	食品に対する医薬品的な効能効果の表示を禁止	包装容器に入れられた加工食品及びその広告	—	保健所
米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（農林水産省）	食品としての安全性を欠くものの流通を防止するとともに、表示の適正化を図り、産地情報の提供を促進	消費者が購入等際に、産地を識別することが重要と認められる米及び米加工品	米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地	中国 四国 農政局 県民局 農林水産事業部

## 2 適正な食品表示

食品を容器に入れたり、包装したりして売る場合、基本的には食品表示基準の別記様式1（一括表示）に従い表示します。また、表示が義務となっている栄養成分の量及び熱量については、別記様式2等に従い表示します。

### 【別記様式1】

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限（賞味期限）
保存方法
原産国名
製造者

### 【別記様式2】

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

食品に表示する内容は前項にあるように、複数の法律で決められています。資料に表示の例を示しますが、製造者・加工者それぞれが自分の使った原材料や食品添加物を十分に把握した上で、表示を行ってください。

≪資料15「加工食品の定義」≫

≪資料16「主な加工食品の表示例」≫

また、法律が変わることもありますので、調べてもわからないことがありましたら、管轄の保健所などに遠慮なくご相談ください。



## 食品表示で気をつけること

<p>全般的な注意</p>	<p>①わかりやすく 見やすい場所に、読んですぐ理解できるよう明確に。文字は8ポイント以上の大きさで！ ただし、表示面積が狭い場合（おおむね150cm<sup>2</sup>以下）は5.5ポイントの活字も使用できます。</p> <p>②一括表示 加工食品については、食品を入れた容器または包装に、表示しなくてはならない事項を一括して表示することになっています。</p>
<p>共通表示事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・原材料名：使用した原材料を重量順に表示します。</li> <li>・添加物：下記を参照</li> <li>・原料原産地名：下記を参照</li> <li>・内容量：グラム（g）、1食、1人前等を表示する。固形量と内容総量は商品の特性に応じて省略できます。また、内容量を外見上容易に識別できるものについては、省略することができます。</li> <li>・消費期限（賞味期限）：品質が劣化しやすいものについては消費期限を表示し、品質の劣化が穏やかなものについては賞味期限として表示します。</li> <li>・保存方法：「要冷蔵（10℃以下で保存）」、「10℃以下で保存」等と記載します。温度以外の保存条件がある場合は、「直射日光及び高温多湿を避けて保存」等、取扱いに必要な事項を記載します。</li> <li>・原産国名：輸入品の場合に表示します。</li> <li>・製造者：表示内容に責任を有する食品関連事業者（製造者、販売者、輸入者など）の氏名と所在地を記載します。表示責任者と製造者が異なる場合には、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を別途表示する必要があります。</li> <li>・栄養成分表示：食品の100gや1食分、その他の1単位当たりの熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量（ナトリウム）の栄養成分量を表示します。</li> </ul> <p>※その他、食品分類ごとに品質表示基準（JAS法）が定められている場合は、その項目も加えて表示しなくてはなりません。</p>
<p>原料原産地表示</p> <p>2017年9月1日改正、施行</p> <p>2022年3月31日完全実施</p>	<p>国内で製造した全ての加工食品について、製品に占める重量割合上位1位となる原材料の原産地を、国別重量順に表示する必要があります。表示方法には2通りあります。</p> <p>①「原材料表示」の中で「大根（岡山県産）」とカッコ書きする</p> <p>②「原料原産地名」の枠を別に作り記載する</p> <p>なお、きのこ・野菜・果物の加工品、緑茶、もち、落花生、こんにゃく、肉・卵・魚介類・海藻の加工品などの22種類と農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りだし、おにぎりののりについては、個別に定める表示方法があります。</p>
<p>複合原材料</p>	<p>複合原材料の名称の次に（ ）を付けて、複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称を記載します。</p> <p>例：たれ（醤油、砂糖、みりん）</p> <p>原材料が明らかであるもの、使用割合が少ないものについては、省略できる場合もあります。</p>

<p>添加物</p>	<p>物質名を記載します。甘味料、着色料、保存料などは、用途名表記も必要です。          食品添加物は、食品衛生法の中で、厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがない場合として指定したものの以外は使用できないこととなっています。          これら食品添加物については、必要に応じて使用基準や規格が規定されています。          詳しくは保健所にお問い合わせください。          ≪資料13「食品添加物の表示について」≫          ≪資料14「食品添加物の使用基準について」≫</p>
<p>アレルギー物質</p>	<p>表示が義務づけられている特定原材料の7品目と、特定原材料に準ずるものとして20品目があります。          義務：卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに          推奨：あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、ゴマ、カシューナッツ          原則として、個々の原材料の直後にカッコ書きしてください。2つ以上のアレルギーが含まれる場合は「・（中点）」でつないでください。          例：カゼイン（乳由来）、しょうゆ（大豆・小麦を含む）          ※食品の製造工程や原材料の漁獲時などで、意図せずアレルギー物質が混入する可能性が有り、その可能性を排除できない場合は、注意喚起表記を行います。          例：「本品製造工場では小麦を含む製品を生産しています。」</p>
<p>遺伝子組換え</p>	<p>遺伝子組換え農産物を主な原材料に使っている場合、遺伝子組換えに関する表示を原材料名に（ ）を付けて書かなくてはなりません。          例：大豆（遺伝子組換え）、大豆（遺伝子組換え不分別）</p>
<p>米の産地情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.7.1生産者出荷分から、一般消費者に販売・提供するものについても、産地情報の伝達が必要になりました。</li> <li>・米飯類（ご飯、赤飯、弁当、おにぎりなど）、米加工食品（もち、だんご、米菓など）、米粉、米こうじ等が対象です。</li> <li>・商品の包装に表示する、メニューに記載する、店内に掲示する、店員が直接説明できるようにする、などの方法があります。</li> </ul>

### 3 原材料表示の作り方

原材料の書き方は難しいですが、添加物やアレルギー表示に記入漏れがあって製品が回収されたり、最悪の場合食べた人に健康被害を起こすことがあります。

そのようなことがないように、まず、製品レシピを作った上で、次の手順で表示ラベルを作りましょう。

①使用する原材料、添加物を重量順に書き出します



②さらに、原材料に含まれる食品、調味料、添加物名を全て書き出します



③レシピ中の添加物、アレルギー物質を含む食品、遺伝子組換え食品に色の違うマー

カーなどで印を付けます

↓  
④添加物のそれぞれの用途を確認します

↓  
⑤原材料と添加物を区分して重量順に並べ、原材料の原産地を確認します

↓  
⑥レシピを元に、表示ラベルを作ります

レシピがあると、保健所等へ相談する時とても便利です。

## 4 できあがった表示のチェック

### 1 表示ラベル

- 一括表示する面積、文字の大きさは十分ですか
- 期限表示、原材料を変更した時そのつど簡単に直せますか

### 2 名称

- 誰にでも中身がわかるような名称を書いていますか
- J A S 法で品質表示基準が決められていませんか  
(漬物、ケチャップ、ソースなど)

### 3 原材料

- 使った食材を多い順に書いていますか
- 自分で使った添加物はありませんか
- 材料自体に添加物が入っていませんか
- 原材料と添加物を明確に区分していますか  
(記号や改行、別欄により区分)
- アレルギー物質が入っていませんか  
(卵、小麦、そば、落花生、乳、えび、かになど)
- 意図しないアレルギー物質の混入はありませんか
- 遺伝子組換え食品を使っていませんか
- お米や、米加工品を使っていませんか
- 原料原産地表示をしていますか

### 4 製造者

- 表示内容に責任を有する者の氏名(名称)と住所を書いていますか
- 製造者個人の氏名、または会社と住所を書いていますか

### 5 期限表示、保存方法

- いつまで品質(味、安全性)が保証できますか
- 買った後は、どうやって保存したらいいでしょうか

### 6 その他

- 漢方植物など、医薬品の成分が含まれていませんか
- 「体によい」という宣伝文句を書いていませんか

※わからないことは、保健所等に相談しましょう

≪資料16「主な加工食品の表示例」≫

≪資料17「製品レシピから原材料表示を作らしよう」≫

## 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）と食品表示

医薬品的な効能効果を表示する際には以下のような決まりがあります。

### (1) 「健康食品」は、医薬品と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。

「健康食品」は、医薬品と異なり、疾病の治療や予防を目的とするものではありません。疾病の治療や予防に役立つことを説明したり、ほめめかしたりする表示や広告を行っている製品は、「医薬品」と判断します。

外国語で記載されていても、取扱いは同じです。疾病の治療や予防効果の表示・広告は、医薬品としての承認・許可を取得して初めて可能になります。

いわゆる健康食品には、栄養補給や健康維持等に関する一般食品の範囲での標ぼうしか認められていません。

なお、特定保健用食品および栄養機能食品については、その表示等を医薬品的効能効果と判断しません。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に抵触しない表現であっても、食品としての適否については、食品衛生法、健康増進法、景品表示法などの確認が必要です。

### (2) 規制の対象となる表示・広告方法

- ア 製品の容器、包装、添付文書などの表示物
- イ 製品のチラシ、パンフレット等
- ウ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどによる製品の広告
- エ 小冊子、書籍
- オ 会員誌、情報誌
- カ 新聞、雑誌等の記事の切り抜き、書籍や学術論文等の抜粋
- キ 代理店販売店に教育用と称して配布される商品説明（関連）資料
- ク 使用経験者の感想文、体験談集
- ケ 店内および車内等におけるつり広告
- コ 店頭、訪問先、説明会、相談会、キャッチセールス等において、スライド、ビデオ等または口頭で行われる演述等
- サ その他特定商品の販売に関連して利用される上記に準ずるもの

※エからコにより行われる医薬品的な効能効果の標ぼうについては、特定商品名が示されていない場合でも、これらを販売活動のなかで特定商品に結び付けて利用している場合には、全てその特定商品の標ぼうとみなしますので、注意が必要です。

- (3) 疾病の治療または予防を目的とする表現は、医薬品的な効能効果に該当します。

**医薬品的な表現例**

ガンがよくなる、高血圧の改善、生活習慣病の予防、動脈硬化を防ぐ、血糖値の改善、糖尿病の予防、アレルギーに対する抵抗力を増す、緑内障の治療に、肝障害・腎障害を直す など

- (4) 身体の組織機能の一般的増強、増進を目的とする表現は医薬品的な効能効果に該当します。

**医薬品的な表現例**

疲労回復、体力増強、食欲増進、精力回復、老化防止、学力向上、新陳代謝を盛んにする、血液を浄化する、風邪を引きにくい体にする、自然治癒力が増す、肝機能向上、解毒機能を高める、細胞の活性化、成長促進 など

- (5) 具体的な疾病の治療や予防に効果があると書かない場合でも、次の例に示すような表現は、「医薬品的な効能効果の標ぼう」に該当します。

≪資料18「医薬品的な効能効果の標ぼう事例」≫